

平成28年度事業計画（案）

自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月31日
(公社) 愛知県公共嘱託登記司法書士協会

1. 基本方針

公益社団法人として3年が経過し、組織の効率化・財政の健全化といった組織づくりの面では一定の成果があったといえる。今年度は、未来へ向けて当協会が進むべき道すじを見い出していく一年としたい。

昨今景気動向は非常に不鮮明で、かつて盛んに行われた用地取得を伴う公共事業がそれほど期待できない中、嘱託登記を円滑に処理していく上で官公庁にどのようなニーズがあるのか、そしてどのようなサポートが可能であるのかを調査・検討し、公益法人の名にふさわしい存在となるよう努めていく必要がある。

2. 総務

(関係各所との交流)

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、調査士協会）、法務局、県、市町村役場等の官公署、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会（以下、全司協）、中部ブロック連絡協議会、司法書士会（以下、本会）、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の隣接する団体との交流を密にし、協調関係を維持していく。

(広報)

本会会報・ホームページ等により情報公開をしていく。

社員向けのホームページには、地区責任者や担当者の業務の流れを図式化したものや法規改正による取り扱い変更の情報を掲載する。

(リニア関連登記受託団)

JR 東海が事業主体となって進めている中央新幹線建設に伴う不動産登記は嘱託登記にならないので協会が契約主体とはなれない。このため昨年、受託団が結成されたところであるが、当協会としては引き続きこれらの業務が円滑に進むよう支援していく。

(組織活性化に向けた取り組み)

公益社団法人として絶えず社会に貢献する組織であり続けるためには、新入社員の入会は必要不可欠である。近年の社員数減少に歯止めを掛けるため、公益団体の一員として高い志を持った人材の発掘に努め、同時に入会した社員が活躍しやすい体制づくりを検討し組織の活性化に繋げたい。

3. 嘱託登記業務

愛知県下すべての市町村に当協会の存在が知れ渡っているとは言い難い現状においては、新たに作成したパンフレットや書籍等を未契約の市町村始め、受注実績の少ない部署等へ配付しアピールしていく必要がある。また、表示登記を担当する調査士協会や関連団体と協調し、官公署の用地事務担当者が抱える諸問題を解決できるよう支援し、公共事業の速やかな達成に積極的に関与していく。

4. その他の公益目的事業

(空き家問題)

昨年、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町村は空家等対策計画の策定や協議会の設置を進めている。この問題に対しては、本会が主導となって取り組みを開始し、既に対策委員会の設置や研修会・相談会を実施しているところであるが、当協会としては、市町村に最も近い団体として本会の活動を支援していく。

(研究事業)

公共用地の未登記問題の研究は今年度も引き続き行う。この問題は放置すればより悪化することは間違いなく、公益性のある団体として、そして登記の専門家として社会に警鐘をならしていく。

昨年地方自治法の一部改正に伴い認可地縁団体が保有する不動産に係る登記の特例が創設された。所在が知れない名義人であっても要件を満たせば、認可地縁団体への保存・移転登記が可能となったが、こうした新制度の創設又は転用によって未登記問題を解決できないか研究し、関連団体への働きかけを実施していく。

(講習会および講師派遣)

講習会の開催については、調査士協会と共催で引き続き行う。また、官庁主催の研修会についても、引き続き講師を派遣していく。

テーマについては、従来から要望が多かった嘱託書作成や相続に加え、近年ではさまざまなニーズがあり、これらに応えられるよう深く踏み込んだ内容にも対応していく。高齢化社会を反映して地権者に後見制度利用を必要とする事案が増加しているようであり、後見制度の研修も行っているところである。

5. 全司協

他県の公嘱協会の状況は、今後の事業活動の方向性を見い出していく上で貴重な情報の一つであり、時流に乗り遅れないためにも全国レベルでの情報交換の場は必要と考える。全司協にその役割を求めたいところであるが、残念ながら脱退以降も目立った改善はなされていない。全司協に対しては、活動の主眼を情報交換の場とし会費の負担軽減など改革を提言していく。改革がなされたと判断できれば復帰を検討する。

6. 経理

予算の適正な執行と合理化をはかる。

以上